

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全3枚）

新潟高教組

11.06 県人勧速報

2020年11月9日 全組合員配布

月例給改定なし（較差▲246円）

一時金は0.05月引き下げ（10.23勧告）

県人事委員会は11月6日、県議会及び知事に対し、本県職員の給与等に関して報告を行った。地公労は、県人事委員会に対して県職員の生活改善につながる勧告を求め10月28日の人事院勧告以降、人事委員会と2回にわたり交渉を行ってきた。公民較差が極めて小さく「改定なし」となったことは、春闘における民間労働組合のたたかいの結果である。一定程度地公労の要請が考慮されたものであると受け止め、今後の任命権者に対しての賃金確定交渉を引き続き行っていく。（別紙地公労声明参照）

【「報告」のポイント】

1 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,119民間事業所から無作為に抽出された、255事業所の約5,700人について、本年4月分の給与等を実地調査（完了率80.3%）

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B）
373,983円	減額措置前 374,229円	▲246円（▲0.07%）
	減額措置後 364,336円	9,647円（2.65%）

※職員給与は、行政職給料表適用職員（平均年齢43.9歳、平均経験年数21.8年）で、諸手当（地域手当、扶養手当等）を含む

2 働き方改革と勤務環境の整備

- （1）職員の勤務時間
長時間勤務の是正に向けた取組を実施 多忙化解消に向けた取組が必要
- （2）仕事と家庭の両立支援
男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進の取組
不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図っていくことが必要
- （3）職員の健康管理等
職員の心の健康づくり ハラスメントの防止対策

3 公務運営の改善

- （1）人材の確保
県職員の仕事のやりがいや魅力をアピールできるよう、動画やSNS等を積極的に活用し、人材確保の取組を進めていく
- （2）人材の育成
若手職員の政策提案能力の向上や女性職員のキャリア形成支援など、人材育成及び能力開発の取組を積極的に進めていくことが必要。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化を図り、県民サービスの向上に寄与するため、公平性、透明性、納得性の高い人事票が行われることが必要

(4) 公務員倫理の確保

職員の不祥事については、再発防止策の実施や職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について一層の徹底を図るなど、根絶に向けて対策を進めていくことが必要

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

再任用職員の能力及び経験の活用に努めるとともに、定年の引上げを見据え、国及び他の都道府県の動向、関係法令の改正等に留意しながら、人事管理について検討を進めていくことが必要。

5 会計年度任用職員の勤務条件等

本年4月から会計年の任用職員制度が開始されたところであり、臨時的任用職員とあわせて、会計年度任用職員が能力を発揮できるよう、引き続き、任用、勤務条件等について、適切に運用していくことが必要

6 給与勧告による職員給与

11月6日報告（月例給改定なし）と、10月23日勧告（一時金引き下げ）による平均年間給与
※行政職給料表適用職員（5,829人、平均年齢43.9歳）の平均年間給与

【給与勧告による年収への影響額（減額前の額による比較）】

勧告前の年間給与	勧告後の年間給与	勧告の影響額（率）
6,194,000円	6,174,000	▲20,000円（▲0.3%）

（参考）減額後の額による比較

勧告前の年間給与	勧告後の年間給与	勧告の影響額（率）
6,024,000円	6,005,000	▲19,000円（▲0.3%）

参考

	月例給	期末・勤勉手当	
	勧告率	年間支給月数	対前年比較減
2010年	▲1.08%	3.95月	▲0.15月
2011年	勧告なし	3.95月	—
2012年	勧告なし	3.95月	—
2013年	勧告なし	3.95月	—
2014年	0.10%	4.10月	0.15月
2015年	0.11%	4.20月	0.10月
2016年	0.13%	4.30月	0.10月
2017年	0.12%	4.40月	0.10月
2018年	0.15%	4.45月	0.05月
2019年	0.08%	4.45月	—
2020年	勧告なし	4.40月	▲0.05月

【今後の2020秋年末確定闘争の予定】予備交渉が終わり次第、案内文書を発出していきます

地公労確定交渉 ~~①10月29日(木)~~ ②11月10日(火) ③11月16日(月)

地区地公労決起集会 11月24日(火)～12月11日(金)

新教連確定交渉 ~~①11月5日(木)~~ ②11月12日(木)

新高教統一要求書交渉再交渉 10月26日(木)